

猪苗代湖水環境保全対策庁内連絡会議設置要綱

平成20年 5月20日制定
平成22年 3月29日一部改正
平成26年 3月27日一部改正
平成29年 3月30日一部改正
平成31年 4月 1日一部改正
令和 3年 4月 1日最終改正
[環境部環境保全センター]

(設置)

第1条 猪苗代湖の水環境保全対策を積極的に推進するため、庁内の横断的な連携により計画的かつ総合的な水質改善の取り組みを図ることを目的に、猪苗代湖水環境保全対策庁内連絡会議(以下「連絡会議」という。)を置く。

(協議事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 水環境保全実践事業の実施
- (2) 水環境保全啓発事業の実施
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業の実施

(組織)

第3条 連絡会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長には環境保全センター所長、副会長には環境政策課長をもって充てる。
- 3 委員には別表第1に掲げる職にあるもの者をもって充てる。
- 4 会長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員又は関係者の出席を求め意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 連絡会議に、会長の命を受け、必要な事項を調査、検討するため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長には環境保全センター所長が指定する職員、副幹事長には環境政策課長補佐をもって充てる。
- 4 幹事には、別表第2に掲げる職にあるものをもって充てる。
- 5 幹事長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会の審議の経過及び結果について会長に報告しなければならない。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、環境部環境保全センターにおいて処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

政策開発課長、国際政策課長、3R推進課長、農業政策課長、園芸畜産振興課長、農地課長、林業振興課長、観光課長、河川課長、湖南行政センター所長、上下水道局総務課長、上下水道局お客様サービス課長、上下水道局浄水課長、上下水道局下水道保全課長

別表第2（第5条関係）

政策開発課長補佐、国際政策課長補佐、3R推進課長補佐、農業政策課長補佐、園芸畜産振興課長補佐、農地課長補佐、林業振興課長補佐、観光課長補佐、河川課長補佐、湖南行政センター副所長、上下水道局総務課長補佐、上下水道局お客様サービス課長補佐、上下水道局浄水課長補佐、上下水道局下水道保全課長補佐
--